

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第 37 号 概要

①件名	「平成24年10月22日受理 ○○○○警察署相談処理表第762号「隣人からの迷惑行為について」」に係る保有個人情報の部分開示に対する不服申立てについて
②開示請求年月日	平成 25 年 8 月 30 日
③実施機関	沖縄県公安委員会（警察本部警務部広報相談課）
④決定年月日	平成 25 年 9 月 13 日
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第 15 条第 2 号、同第 5 号及び同 7 号に該当
⑦異議申立て年月日	平成 25 年 10 月 10 日
⑧異議申立ての趣旨	本件別添書類において、全開示または部分開示を求める。
⑨異議申立ての理由(要旨)	本件別添書類において、審査請求人を識別する情報が含まれていると思われる。
⑩諮問年月日	平成 25 年 11 月 1 日
⑪答申年月日	平成 26 年 月 日
⑫答申内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査会の結論            沖縄県警察本部長が行った「○○○○警察署相談処理表」の部分開示決定のうち、不開示とした別添書類の文書番号、日付、あて先、差出人については開示すべきである。</li> <li>○ 審査会の判断理由(概要)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第 15 条第 2 号該当性について                諮問実施機関は、本件別添書類には、開示請求者以外の個人に関する情報のみが記載されているため、条例第 15 条第 2 号に規定される個人に関する情報にあたる不開示情報であるとし、開示した場合、開示請求者以外の個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、枠内全部を不開示としたと主張する。                本審査会において、条例第 15 条第 2 号該当性について検討を行った。                本件別添書類は、実施機関において本件公文書に添付された一体の保有個人情報であるとして処理されている。                本審査会としてもそのような公文書として本件別添書類を精査したところ、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別でき、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある部分是不開示とし、文書番号、日付、あて先、差出人については開示すべきであると判断した。                すなわち、条例第 15 条第 2 号の規定により文書番号、日付、あて先、差出人以外の部分を不開示としたことは妥当であるが、文書番号、日付、あて先、差出人については、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別でき、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは言い難いため、開示すべきである。</li> </ul> </li> <li>○ 附言(概要)                本件別添書類をインカメラ審理により見分したところ、審査請求人を識別できる個人情報は含まれていない。</li> </ul>